

治山事業森林整備工事における最低制限価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する治山事業森林整備工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定式

●制限割合の算定式

(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%)×1.10

設 計 額

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費等×68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。)

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7.5 / 10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2 / 10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

予定価格×制限割合

(注4) 1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。